

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

人と環境にやさしいまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、新発田市、胎内市、村上市

3. 地域再生計画の区域

新発田市及び胎内市の全域並びに村上市の区域の一部（旧荒川町及び旧神林村）

4. 地域再生計画の目標

当地域は、新潟県の北中部に位置し、水田農業を基幹産業とする農村地域が大半を占める区域である。また、農業を営む世帯は9割以上が兼業農家であり、市街地や新潟市への通勤者が多い状況となっている。さらに、当地域は広大なエリアの中に集落が点在し、公共交通機関が未発達のため、自家用車が主たる移動手段である。

また、当地域においても65歳以上の高齢者が25%以上を超えるなど、高齢化・少子化・過疎化が進行している。

しかし現在、病院や福祉施設等の主たるアクセス道となっている国道は、通勤時間帯以外でも断続的に渋滞が発生し、拠点施設までの移動に多くの時間を費やしているほか、緊急車両の迅速な通行にも支障をきたし、大きな問題となっている。特に農村部では、区域内唯一の救急救命センターへ至るアクセス道の整備は急務の課題となっている。

一方、同地域の北部は、全国でも有数の米ブランド「岩船米」の産地として有名であるが、さらに市場価値を高め自然と共存するために、一層の有機栽培の推進や品質管理の徹底など各種の取り組みを進めている。

しかし、有機栽培の推進を図る上で不可欠な堆肥センターまでのアクセス道が狭小なことから、堆肥の生産を個々の農家に頼らざるを得ず、有機栽培の拡大に大きな支障が生じている。

このようなことから、上記問題を解決するため、地域の重要なインフラである道路及び農道を効率的に整備することにより、拠点施設までの道路網を構築し、交通渋滞を緩和させ移動時間を短縮させるとともに、農産物の流通を促進させることとする。また、新たに建設中の有機リサイクルセンターへのアクセス道を整備することにより、有機栽培の推進・廃棄物排出量の抑制など、農産物の付加価値を高めるとともに、環境負荷の軽減を図る。

このような取り組みを通じて、人と環境にやさしいまちづくりを行い、住みやすい環境を創り出し、人口の定住化を促進させることを目的とする。

(目標1) 道路、農道整備による拠点施設(病院・福祉施設等)へのアクセス改善(平均移動時間10分短縮) 現況45分(平成16年度) → 目標35分(平成21年度)

(目標2) 有機リサイクル施設の扱い量の増量

現況(搬入2,500t/年、搬出750t/年)

→目標(搬入4,600t/年、搬出1,320t/年)

(目標3) 人口の定住促進 現況 減0.4%/年 → 目標 ±0%/年

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

村上市から新発田市までを結ぶ「広域農道下越中部線【昭和61年1月4日事業計画確定】」を整備することにより農業振興・農産物の物流の効率化を図るとともに、「新発田市道中央町向中条線【昭和62年3月12日市道認定】」、「新発田市道復旧1号線【昭和61年3月31日市道認定】」、「新発田市道落堀川左岸線【昭和57年3月12日市道認定】」、「胎内市道大塚・城塚線【平成17年3月18日町道認定】」、「胎内市道並槻・築地橋線【昭和59年6月27日町道認定】」、「村上市道西大通り線【平成14年3月22日町道認定】」の新設・拡幅や「胎内市道あかね町加賀新線【平成18年3月市道認定予定】」を新設し、さらに既存の幹線市町村道・広域農道と結ぶことにより「新発田病院(平成19年開設)」や「特別養護老人ホームとっさか」をはじめとする、病院や福祉施設へのアクセスの改善を図る。

また、現在建設中の「神林有機資源リサイクルセンター」へのアクセス道となる「村上市道松沢線【平成15年11月26日村道認定】」、「村上市道有明山田線【平成15年11月26日村道認定】」、「村上市道有明4号線【平成15年11月26日村道認定】」を拡幅し、広域農道と連携することにより、当地域の有機栽培の普及に資するほか、牛鶏糞や籾殻等の廃棄物排出量を縮減し、環境負荷の軽減を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・市町村道 新発田市、胎内市、村上市
- ・広域農道 新潟県

[施設の種類]

- ・市町村道
- ・広域農道

[事業区域]

- ・ 市町村道 新発田市、胎内市、村上市
- ・ 広域農道 新発田市、胎内市、村上市

[事業期間]

- ・ 市町村道 平成17～21年度
- ・ 広域農道 平成17～21年度

[事業費]

- 総事業費 2,654,000千円（内、交付金1,327,000千円）
- ・ 市町村道 1,289,000千円（内、交付金 644,500千円）
 - ・ 広域農道 1,365,000千円（内、交付金 682,500千円）

[整備量]

- ・ 市町村道 12.1km
- ・ 広域農道 10.0km

5-3 その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、「人と環境にやさしいまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的且つ一体的に行うものとする。

- ・ 農村生活環境基盤整備事業地域資源リサイクル整備（村上市）
工期 平成15年度～18年度（完了）

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、市町村及び県の事業実施部局と企画振興部局の間で協議を行い、達成状況の評価や改善事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし